



「クーリング・オフを活用しましょう」

電話勧誘や訪問販売で契約した後に「キャンセルしたい」と思ったことはありませんか。
そんな時はクーリング・オフができるかもしれません。

解説

クーリング・オフとは、不意打ち的な勧誘によって消費者が申し込みや契約をした場合に、冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。特定商取引法では訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法の連鎖販売取引、消費者が販売者となる訪問購入など6つの取引形態でこの制度が設けられています。取引形態によっては期間内であれば、商品を使用していたりサービスを受けたりしていても、支払った代金は全額返金され、商品の返送料は事業者負担で返品できます。

クーリング・オフ期間は取引形態によって、契約書・申込書（法定書面）を受け取った日から8日間または20日間となっています。

クーリング・オフ期間が経過していても、法定書面に法律上の記載不備がある場合や事業者がクーリング・オフを妨害するような行為があるなど、条件によってはクーリング・オフができる場合があります。3千円未満の現金取引や通信販売、健康食品や化粧品などの指定消耗品の使用分などはクーリング・オフができません。



<クーリング・オフの手続き方法>

クーリング・オフは発信した時点で効果が生じます。手続きは葉書などの書面に必要事項を書いてコピーをとり業者の本社の代表者宛に特定記録郵便で送ります。令和4年6月1日からは改正特定商取引法により、クーリング・オフ通知の電子化が認められるようになりました。電子メール、SNS、USBメモリー、事業者のサイト上のクーリング・オフ専用フォームなどで行う場合やFAXでも可能です。電磁的記録によるクーリング・オフをした場合はプリントアウトやスクリーンショットなどで必ず記録を保存しましょう。



クーリング・オフについてわからないことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）